



基発第0512004号

平成18年5月12日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

( 公 印 省 略 )

建設業における安全衛生責任者に対する教育及び職長等教育  
講師養成講座等のカリキュラムの改正について

建設業における安全衛生責任者に対する教育については、平成12年3月28日付け基発第179号「建設業における安全衛生責任者に対する安全衛生教育の推進について」（以下「第179号通達」という。）により推進するとともに、職長等又は安全衛生責任者に対する教育を担当する講師の養成については、平成13年3月26日付け基発第177号「職長等教育講師養成講座、安全衛生責任者教育講師養成講座及び職長・安全衛生責任者教育講師養成講座について」（以下「第177号通達」という。）により実施要領を示しているところであるが、今般、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第1号）の施行により、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第40条に規定する職長等に教育を行わなければならない事項が改められたことを踏まえ、第179号通達及び第177号通達の一部を下記のとおり改めるので、これを了知するとともに、関係事業場に対しその周知を図られたい。

記

1 第179号通達の一部改正

第179号通達の一部を次のように改正する。

記の第1の2中「に代わって当該教育を行う安全衛生団体等」を「の委託を受け当該教育を行う安全衛生団体等（以下「安全衛生団体等」という。）」に改め、なお書を削る。

記の第1の3の(1)を次のように改める。

(1) 教育カリキュラムについては、別添「職長・安全衛生責任者教育カリキュラム」によること。なお、別添は労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第40条に規定する職長等の教育に建設業における安全衛生責任者教育の科目を加えたもので

あり、既に修了した教育カリキュラムにおいて修めていなかった科目について受講すれば足りるものであること。

記の第1の3の(2)を次のように改める。

(2) 安全衛生団体等が職長・安全衛生責任者教育を行う場合は、次に掲げる者の中から講師を充てること。

- ① 平成13年3月26日付け基発第177号「職長等教育講師養成講座及び職長・安全衛生責任者教育講師養成講座について」（以下「第177号通達」という。）の別紙2に示す職長・安全衛生責任者教育講師養成講座を修了した者
- ② 平成18年5月12日付け基発第0512004号「建設業における安全衛生責任者に対する教育及び職長等教育講師養成講座等のカリキュラムの改正について」による改正前の第177号通達（以下「旧第177号通達」という。）の別紙3に示す職長・安全衛生責任者教育講師養成講座を修了した者（旧第177号通達の記の3に基づき所定の科目を修了した者を含む。）であつて、第177号通達の別紙2の科目4の「(1)危険性又は有害性等の調査の方法」及び「(2)危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置」に相当する科目を受講したものの

なお、事業者が実施する職長・安全衛生責任者教育についても、上記に示す者を講師に充てることが望ましいこと。

記の第1の3中(3)を削り、(4)を(3)とする。

別添1を次のように改める。

別添

職長・安全衛生責任者教育カリキュラム

教 科 目	時間
作業方法の決定及び労働者の配置に関すること 作業手順の定め方 労働者の適正な配置の方法	2時間
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること 指導及び教育の方法 作業中における監督及び指示の方法	2.5時間
危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること 危険性又は有害性等の調査の方法 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置 設備、作業等の具体的な改善の方法	4時間
異常時等における措置に関すること 異常時における措置 災害発生時における措置	1.5時間
その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引	2時間

き出す方法	]
安全衛生責任者の職務等 安全衛生責任者の役割 安全衛生責任者の心構え 労働安全衛生関係法令等の関係条項	} 1時間
統括安全衛生管理の進め方 安全施工サイクル 安全工程打合せの進め方	} 1時間

(注) 必要に応じて演習を行うこと。

別添2を削る。

## 2 第177号通達の一部改正

第177号通達の一部を次のように改正する。

題名中「、安全衛生責任者教育講師養成講座」を削る。

前文中なお書を削る。

記の1の(1)中「、安全衛生責任者教育講師養成講座のカリキュラムは別紙2」を削り、「別紙3」を「別紙2」に改める。

記の1の(2)中「別紙3」を「別紙2」に、「」及び「労働災害防止についての」を「及び」に改める。

記の1の(3)中「別紙3」を「別紙2」に改める。

記の2の(2)中「別紙3」を「別紙2」に、「12項目」を「事項」に、「少なくとも2項目」を「2以上の事項」に改める。

記の2の(3)中「別紙3」を「別紙2」に改める。

記の2の(4)中「別紙1中の科目9、別紙2中の科目6及び別紙3」を「別紙1及び別紙2」に改める。

記の3中「安全衛生責任者教育の講師若しくは」を削り、「安全衛生責任者教育講師養成講座」を「平成18年5月12日付け基発第0512004号「建設業における安全衛生責任者に対する教育及び職長等教育講師養成講座等のカリキュラムの改正について」による改正前の本通達の別紙2に示す安全衛生責任者教育講師養成講座」に、「別紙3」を「別紙2」に改める。

記の4を削る。

別紙1を次のように改める。

別紙1

職長等教育講師養成講座カリキュラム

科目	範囲	時間(分)	
		講義	演習
1 トレーナー及び 職長等の役割と職 長等教育の進め方	(1) トレーナーの役割	30	
	(2) 職長の役割	30	
	(3) 職長等教育の進め方	60	
2 作業方法の決定	(1) 作業手順の定め方	30	80

及び労働者の配置に関すること	(2) 労働者の適正な配置の方法	50	
3 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	(1) 指導及び教育の方法	40	60
	(2) 作業中における監督及び指示の方法	40	60
4 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること	(1) 危険性又は有害性等の調査の方法	180*	
	(2) 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置		
5 異常時等における措置に関すること	(3) 設備、作業等の具体的な改善の方法	100*	
	(1) 異常時における措置	60	
(2) 災害発生時における措置			
6 その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること	(1) 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法	80	
	(2) 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	80	
7 教育技法に関すること	(1) 指導案の作り方	60	
	(2) 教材及び指導案の作成		360
8 役割演技	(1) 個人発表等		13/回
	(2) 全体討議		20
9 災害事例研究		40	120

(注) \* 必要に応じて演習が含まれる講義であることを示す。

別紙2を次のように改める。

別紙2

職長・安全衛生責任者教育講師養成講座カリキュラム

科目	範囲	時間 (分)	
		講義	演習
1 トレーナー及び職長等の役割と職長等教育の進め方	(1) トレーナーの役割	30	
	(2) 職長の役割	30	
	(3) 職長等教育の進め方	60	
2 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること	(1) 作業手順の定め方	30	80
	(2) 労働者の適正な配置の方法	50	
3 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	(1) 指導及び教育の方法	40	60
	(2) 作業中における監督及び指示の方法	40	60
4 危険性又は有害性等の調査及びそ	(1) 危険性又は有害性等の調査の方法	180*	
	(2) 危険性又は有害性等の調査の結果		

の結果に基づき講 ずる措置に関する こと	に基づき講ずる措置 (3) 設備、作業等の具体的な改善の方 法	J 100*	
5 異常時等におけ る措置に関するこ と	(1) 異常時における措置 (2) 災害発生時における措置	60	
6 その他現場監督 者として行うべき 労働災害防止活動 に関すること	(1) 作業に係る設備及び作業場所の保 守管理の方法 (2) 労働災害防止についての関心の保 持及び労働者の創意工夫を引き出す 方法	80 80	
7 教育技法に関す ること	(1) 指導案の作り方 (2) 教材及び指導案の作成	60	360
8 役割演技	(1) 個人発表等 (2) 全体討議		13/回 20
9 災害事例研究		40	120
10 安全衛生責任者 の職務等	(1) 建設業の労働災害の実態 (2) 労働安全衛生関係法令等の関係条 項 (3) 安全衛生責任者の役割 (4) 安全衛生責任者の心構え	20 30 30	
11 統括安全衛生管 理の進め方	(1) 安全施工サイクル (2) 安全工程打合せの進め方	120* 30	

(注) \* 必要に応じて演習が含まれる講義であることを示す。

別紙3を削る。